

保育所等における保育士配置要件弾力化に係るFAQ

平成 28 年 2 月 15 日現在

【総論】

	問	答
1	「当分の間」とは具体的にはいつまでの期間を指しているのか。	「当分の間」とは、女性の就業率の上昇等により、保育の受け皿拡大が急速に進んでいる間を指す。
2	小規模保育事業A型、保育所型事業所内保育事業は特例の対象となっており一方で、小規模保育事業B型や家庭的保育事業等が今回の特例の対象となっていないのはなぜか。	小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業の職員配置要件については、保育所の職員配置要件と同等相当となっているが、小規模保育事業B型や家庭的保育事業等については、保育所より保育士配置要件が既に緩やかであることから、今回の特例の対象とはしないものと整理した。
3	幼保連携型認定こども園や一時預かり事業、延長保育事業の職員配置要件はどのように改正を行うのか。	幼保連携型認定こども園については、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文科省・厚労省令第1号）の改正により、また、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、関係告示の改正により、保育所における保育士配置要件弾力化と同様の措置を行うこととしている（内閣府において対応）。 延長保育については、延長保育実施要綱の一部を改正し、延長保育の保育士配置要件を弾力化することとしている。 一時預かり事業については、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び実施要綱の一部を改正し、幼稚園型一時預かり事業の職員配置要件を弾力化することとしている。 これらについては、すべて平成28年4月1日施行を予定している。

保育所等における保育士配置要件弾力化に係るFAQ

平成 28 年 2 月 15 日現在

4	<p>今回の特例は従うべき基準か。参酌すべき基準か。</p>	<p>今回の特例は従うべき基準として整理している。 このため、今回の特例をさらに下回る内容を定めることは許容されないが、一方で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容される。</p>
5	<p>省令は 4 月 1 日施行とのことだが、条例を 6 月議会で改正することは可能か。</p>	<p>今回の特例を条例に規定するかは各自自治体の判断となっており、条例改正の要否及び改正する時期についても、各自自治体の実情を踏まえて判断いただきたい。</p>
6	<p>「保育士（法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者をいい、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 51 号）附則第 2 項又は前 2 条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前 2 条の適用がないとした場合の第 33 条第 2 項により算定されるものをいう。）の 3 分の 2 以上、置かなければならない。」とは何を意味しているのか。</p>	<p>保育士資格を有する者を、各時間帯に必要な保育士数の 2 / 3 以上配置しなければならぬことを意味している。すなわち、今回の特例を適用する場合であっても、保育士資格を有しない者（看護師等、幼稚園教諭等及び都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者）の合計数が、各時間帯に必要な保育士数の 1 / 3 を超えてはならないこととしている。</p>

【各論】

①朝夕等の時間帯における保育士配置要件の特例について

	問	答
7	<p>保育士等確保対策検討会取りまとめにおいては、「朝夕の時間帯」と明記されているが、省令においては規定されていないのはなぜか。</p>	<p>本特例が適用されるのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項本文の規定に基づいて算定される保育士の数が1名であるものの、同項ただし書の規定により合計2名の保育士を配置している場合である。従って、土曜日等においても、上記のような保育する児童が少数である場合は特例の対象となる。</p> <p>一方、たとえ朝・夕の時間帯であっても、年齢ごとの配置基準に基づいて保育士数を算定した場合に必要な保育士数が2名以上となる場合には、今回の特例の対象とはならない。</p>
8	<p>「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは具体的にどのような者か。</p>	<p>保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者（常勤で1年相当程度が目安）、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者等が想定されるが、具体的には都道府県で定めるものとする。</p>

②幼稚園教諭等の活用に係る特例について

	問	答
9	<p>「普通免許状を有する者」には、免許の更新を行っていない者も含めるのか。</p>	<p>教諭の免許状については、必要な更新を行っている者に限る。なお、小学校教諭等としての学校における勤務経験を有する必要はないが、少なくとも子育て支援員研修等の保育を行う上で必要な研修を受講することが望ましい。</p>
10	<p>幼稚園教諭、小学校教諭について、保育できる児童の年齢等に制限はないのか。</p>	<p>省令上は特段規定を設けないこととしているが、保育士等確保対策検討会取りまとめに記載があるとおり、専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上児、小学校教諭については5歳以上児を中心に保育することが望ましい。 また、保育に従事したことのない幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭が、保育所での業務に当たり不安を感じることはないよう、必要な研修の受講を促すなどの対応が必要である。</p>

保育所等における保育士配置要件弾力化に係るFAQ

平成 28 年 2 月 15 日現在

③加配人員に係る特例について

問		答
11	「保育所に係る利用定員の総数に応じておかなければならない保育士の数」とは何を意味しているのか。	改正省令における「利用定員」とは、いわゆる認可定員と同義であり、「保育所に係る利用定員の総数」に応じておかなければならない保育士の数」とは、保育所の認可に際して、認可定員に応じて算定される保育士数を意味している。
12	「開所時間を通じて必要となる保育士の総数」とは何を意味しているのか。	改正省令における「開所時間」とは、8時間を原則として、施設の長が定める施設を開所して、保育を提供する時間のことであり、11時間開所する保育所等では、各時間帯における必要保育士を配置するためには、「利用定員の総数」に応じて置かなければならない保育士の数」に追加して保育士を確保する必要がある。「開所時間を通じて必要となる保育士の総数」は、このような場合における1日に配置される保育士の総数を意味している。
13	「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは具体的にどのような者か。	問8と同様である。なお、本特例により保育士とみなす保育士以外の者に対しては、特に保育士資格の取得を促していくこととする。
14	年休代替職員として、今回の特例を活用することはできることは取りまとめにも記載があるが、代休の代替職員について活用することはできないのか。（土曜日に勤務した保育士の休日を火曜日に振り替えた。その結果、火曜日については最低基準を満たせなくなってしまうのだが、本件特例を適用できるのか。）	保育士以外の者の配置可能人数については、省令上規定しているが、どのような場合に代替を認めるかについては、各自自治体及び施設において柔軟に判断することが可能と考える。